



**(仮称) 虎ノ門一丁目中央地区第一種市街地再開発事業
事業パートナーの募集について〔東京都港区〕**

独立行政法人都市再生機構(以下「機構」)は、都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づき、東京都港区虎ノ門一丁目の一部(以下「当地区」)において、(仮称)虎ノ門一丁目中央地区第一種市街地再開発事業(以下「本事業」)の施行を検討しています。

当地区を含む虎ノ門エリアは、特定都市再生緊急整備地域「東京都心・臨海地域」内に位置し、生活環境を備えた国際的なビジネス・交流拠点の整備、交通結節機能の強化を行うこととされています。港区の「新橋・虎ノ門地区まちづくりガイドライン」においては、国際的なビジネス・交流拠点の形成を目指し、周辺の新橋西エリアや新橋駅周辺エリアとともに、立地・資源を生かして多様な個性を持つ各エリアが補完し合い、連携することで、イノベーションが生まれ続けるビジネス交流の場を形成していくとされています。

本事業は、新橋から虎ノ門に至る地域全体の拠点性の強化の端緒となって、広域の基盤整備を推進し、回遊性の向上や公的空間の活用を目指します。併せて、当地区における都市環境の向上や、賑わい創出、周辺街区との連携による相乗効果により、虎ノ門エリア・新橋西エリア・新橋駅周辺エリアを含めた地域全体の魅力向上を目指します。

今般、本事業の実現に向けて、民間事業者の優れたノウハウを早期から導入するため、本事業の初期段階から完了まで様々な提案を行い、機構と共同で事業推進に取り組む民間事業者を、事業パートナーとして募集します。

お問い合わせは下記へお願いします。

東日本都市再生本部 都心業務部 事業推進第3課

(電話) 03-5200-8625

東日本都市再生本部 総務部 総務課(広報担当)

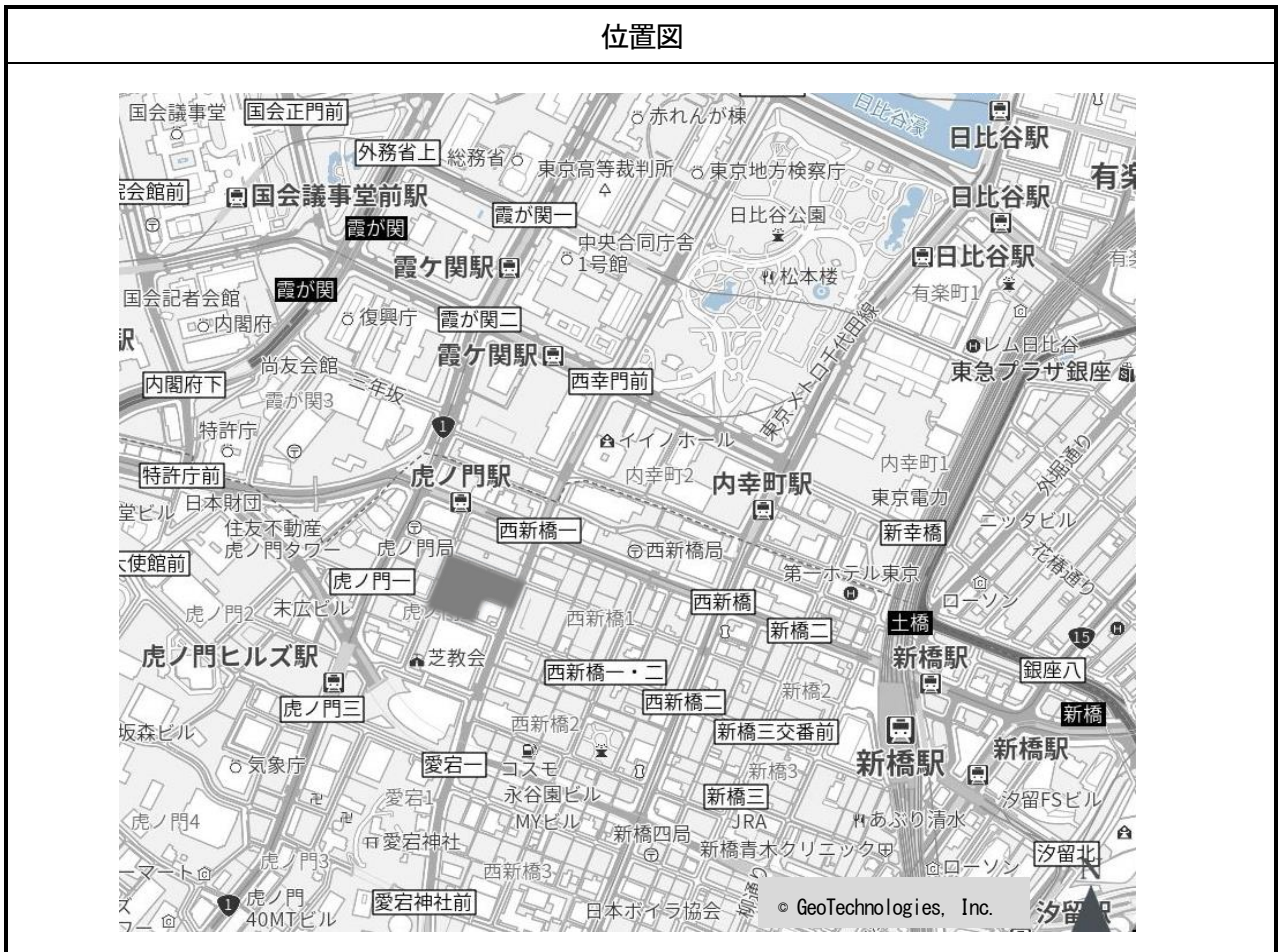
(電話) 03-5323-0625

募集概要

施行地区の概要	事業名	(仮称)虎ノ門一丁目中央地区第一種市街地再開発事業
	所在地	東京都港区虎ノ門一丁目地内
	事業検討区域面積	約1.0ha
	地域地区等	商業地域、防火地域 法定容積率 700% 法定建蔽率 80% 特定都市再生緊急整備地域「東京都心・臨海地域」、街並み再生地区「虎ノ門駅南地区」、地区計画（促進区型）「虎ノ門駅南地区」
	施設建築物の概要 (※)	建築敷地面積
階数等		地下3階、地上35階建て 高さ約180m（予定）
主要用途		事務所、その他(商業、業務支援、住宅)（予定）
延べ面積		約112,000㎡（予定）
本募集の概要	本位募集の仕組み	機構は、事業パートナーとして、都市再開発法第58条第3項において準用する同法第52条第2項第5号の規定による特定事業参加者及び同法第108条の規定に基づき施行者が取得し保有する予定の保留床の賃借人を募集します。また、将来機構が取得し保有する予定の権利床の賃借人を募集するものです。 ※機構が施行者となり、また事業パートナーが特定事業参加者となるにあたっては、選定後、計画検討の深度化や権利者の合意形成等を経るとともに、一定の手続きを要します。
	事業パートナーの役割	事業パートナーには、本事業の実現に向けて、計画検討及び権利者の合意形成等の幅広い業務に協力していただきます。 また、機構が取得し保有する予定の保留床及び権利床の賃借人となり、事業パートナー自ら保有する床と機構保有床を併せて一括で運営していただきます。
募集に係る手続き	募集要領の配布	《配布期間》 令和5年4月26日（水）から令和5年6月6日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの間は除く。） あらかじめ希望日時を電話にて調整の上、以下の場所へ来所してください。 《配布場所》 東京都中央区八重洲1-3-7八重洲ファーストフィナンシャルビル18階 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 都心業務部事業推進第3課 担当：遠藤、川里 電話番号：03-5200-8625
	申込方法	あらかじめ提出日時を連絡の上、申請書等の必要書類を申込受付場所に持参することによりお申し込みください。なお、申込みに当たっては、募集要領等を十分ご確認ください。 《申込受付期間》 令和5年5月26日（金）から令和5年6月6日（火）まで ※土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く。） 《申込受付場所》 上記募集要領配布場所と同じ

<p>事業パートナーの選定方法</p>	<p>(1) 競争参加資格の審査 応募者から競争参加資格確認申請書とともに事業実績及び財務内容等に関する書類の提出を受け、資力信用等参加資格に関する審査を行います。</p> <p>(2) 企画提案の審査 競争参加資格審査合格者から企画提案書の提出を受け、審査を行います。</p> <p>(3) 決定方法 企画提案書の提案項目ごとに評価の視点に沿って審査のうえ、最も評価点が高い者を事業パートナーとして選定します。</p>
---------------------	--


(※) 施設建築物の概要は現時点における検討案です。今後、計画の深度化や行政協議の進捗等により変更する可能性があります。




UR都市機構の歩みは戦後の住宅不足解消に端を発しています。1955年から様々なステークホルダーとともに、時代時代の多様性に即し、安全・安心・快適なまちづくり・くらしづくりを通して、「人が輝く“まち”」の実現に貢献してまいりました。そしてこれからも、変化する社会課題に挑戦し続けることで皆さまにお応えし、「人が輝く“まち”」づくりに不可欠な存在でありたいと考えております。これまで培ってきた持続可能なまちづくりのノウハウをいかし、都市再生事業・賃貸住宅事業・災害復興支援・海外展開支援に全力で取り組んでまいります。


<https://www.ur-net.go.jp/>

街に、ルネッサンス



UR 都市機構





UR 都市機構は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。